

参考資料

令和5年度(2023年度)第2回熊本県保健医療推進協議会資料

※一部抜粋

第8次熊本県保健医療計画(素案)

P1～4 医療機能の適切な分化と連携

第1節 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進

第1項 医療機能の適切な分化と連携

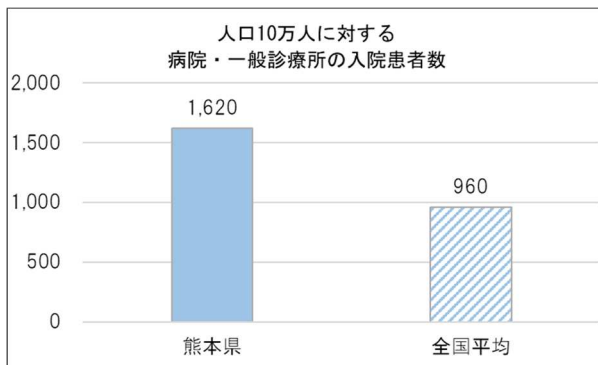
1. 現状と課題

(1) 効率的で質の高い医療提供体制の確保

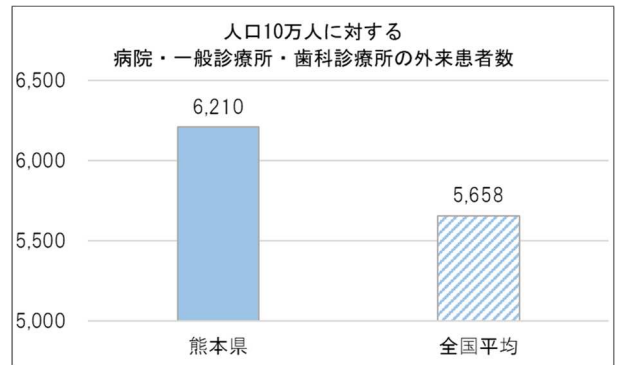
7次評価
の課題

本県は、令和2年の入院受療率が全国4位、外来受療率が全国10位となっており、高い受療傾向にあります（図1・図2参照）。熊本県地域医療構想においては、高齢化の進展に伴う医療需要の増加や疾病構造の変化等に対応するため、病床の機能の分化及び連携の推進に加えて、退院後の生活を支える在宅医療及び介護サービスの充実を進めることとしています。疾病別では、高齢者に多い成人肺炎や大腿骨骨折の増加が見込まれており、在宅復帰に向けた医療提供体制が求められています。

【図1】入院受療率



【図2】外来受療率



（出典 [図1・図2] : 厚生労働省「令和2年患者調査」）

7次評価
の課題

本県では、関係機関が連携し、5疾病・5事業に係る医療連携体制の構築や医師をはじめとする医療従事者の確保などを行い、地域における医療提供体制を維持してきました。団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を見据え、急増することが見込まれる医療や介護の需要に対応するため、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、限られた資源をより効率的に活用し、県民一人ひとりに質の高い医療や介護サービスを提供することが求められています。

7次評価
の課題

かかりつけ医を支援する地域医療支援病院は県内に10ある二次保健医療圏のうち9圏域で計16病院を承認（「4. 地域医療支援病院の一覧表」参照）しており、共同利用施設は全ての圏域で計35病院が整備されています。

7次評価
の課題

ICT（情報通信技術）を活用し、県内の医療機関をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス施設・事業所など関係機関をネットワークでつなぐ「くまもとメデ

受療率とは、ある特定の日に疾病治療のために、全ての医療施設に入院あるいは通院、又は往診を受けた患者数と人口10万人との比率のことです。順位は厚生労働省「令和2年患者調査」より。

5疾病・5事業とは、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患の5疾病と、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）の5事業のことです。

地域医療支援病院とは、紹介患者に対する医療の提供、医療機器等の共同利用等を通じて、かかりつけ医を支援する能力を備え、かつ一定の構造設備等を有し、知事（熊本市内の病院は熊本市長。）が承認した病院です。

共同利用施設とは、当該医療機関の施設（病室、診察室等）及び医療機器を他の医療機関が利用できる施設です。

ィカルネットワーク」を平成27年12月から運用しています。

医薬分業の進展に伴い、薬局数は増加しています。今後、薬局は、服薬情報を一元的・継続的に把握し薬学的管理・指導を行うなど「かかりつけ機能」を果たすとともに、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する「健康サポート機能」を発揮することが求められています。

(2) 病床機能の分化・連携

熊本県地域医療構想では、病床を4つの機能に分類し、「2025年のそれぞれの病床数の必要量」について推計を行いました。この推計と平成28年度病床機能報告の報告病床数との比較では、急性期及び慢性期病床が県内全ての二次保健医療圏で充足し、高度急性期及び回復期は一部の圏域で不足する見込みです（第1編第4章 地域医療構想の推進「5.2025年の病床数・在宅医療等の必要量の推計値」参照）。

二次保健医療圏における病床機能の分化・連携を進めるには、患者の受療動向や各医療機関の将来の役割等の様々な情報を整理・分析し、関係者と共有していくことが重要です。

2. 目指す姿

高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で、人材や施設などの医療資源が限られた中であっても、県民が安心して暮らしていくため、安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、医療機関が病床機能を含めた医療機能の分化・連携に自主的に取り組み、患者の状態に応じた医療を提供できるようにします。

3. 施策の方向性

(1) 効率的で質の高い医療提供体制の確保

【地域包括ケアシステムの深化・推進】

- ・ 地域における医療提供体制を維持し、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、在宅医療を担う医療機関や介護施設等の連携を強化します。

【「くまもとメディカルネットワーク」の推進（再掲：この節第3項 医療情報の提供・ネットワーク化に記載）】

- ・ 「くまもとメディカルネットワーク」を推進するため、熊本県医師会をはじめ、熊本大学病院や県、関係団体が連携し、医療機関、薬局、介護事業所等に参加の働きかけや周知を行います。
- ・ 「くまもとメディカルネットワーク」への県民の参加を増加させるため、関係団体や市町村等と連携した広報等を行います。

くまもとメディカルネットワークとは、県内の医療機関をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス施設・事業所など関係機関をネットワークでつなぎ、患者や利用者の診療・調剤・介護に必要な情報を共有し、医療や介護サービスに活かすシステムです（URL：<http://knn.kumamoto.med.or.jp/>）。

【かかりつけ医とかかりつけ薬剤師・薬局の連携強化等】

- 継続 ・ 患者が身近な地域で最適な医療を受けられるようにするため、医療機関と薬局のかかりつけ機能の強化や、相互の連携強化に取り組みます。また、関係団体等と協力し、かかりつけ医、かかりつけ薬剤師・薬局、健康サポート薬局 などの役割等について、県民に周知・啓発を行います。

【医療機関相互の連携と機能分担の促進】

- 継続 ・ 地域の医療機関相互の連携や機能分担を促進し、地域の医療水準の向上を図るため、地域医療支援病院の承認及び共同利用施設の整備を促進し、かかりつけ医を支援する体制の維持・強化に取り組みます。

(2) 病床機能の分化・連携

【病床機能報告の確実な実施】

- 継続 ・ 医療機能の適切な分化・連携を推進するため、その基礎となる病床機能報告が適切な内容で全ての対象機関において実施されるよう、対象となる病院・有床診療所に制度の周知徹底を行います。

【地域医療構想調整会議における協議】

- 継続 ・ 地域における将来の目指すべき医療提供体制の実現のため、県全体及び二次保健医療圏域ごとに設置する地域医療構想調整会議において、医療関係者、保険者、市町村などで合意形成に向けた協議を行い、病床機能の分化と連携を促進します。

【不足する病床機能の整備支援】

- 継続 ・ 不足が見込まれる回復期病床等の充足を図るため、医療機関が実施する施設整備等に対して必要な支援を行います。

4. 地域医療支援病院の一覧表

二次保健医療圏	医療機関名	所在地
熊本・上益城	熊本地域医療センター	熊本市中央区本荘 5-16-10
	熊本医療センター	熊本市中央区二の丸 1-5
	熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南 2-1-1
	済生会熊本病院	熊本市南区近見 5-3-1
	熊本中央病院	熊本市南区田井島 1-5-1
	熊本市民病院	熊本市東区東町 4-1-60
宇城	宇城総合病院	宇城市松橋町久具 691
有明	荒尾市立有明医療センター	荒尾市荒尾 2600
	くまもと県北病院	玉名市玉名 550
鹿本	山鹿市民医療センター	山鹿市山鹿 511
菊池	熊本再春荘病院	合志市須屋 2659
八代	熊本労災病院	八代市竹原町 1670
	熊本総合病院	八代市通町 10-10
芦北	国保水俣市立総合医療センター	水俣市天神町 1-2-1
球磨	人吉医療センター	人吉市老神町 35
天草	天草地域医療センター	天草市亀場町食場 854-1

(令和5年4月1日現在)

